AJ 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03138
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03744
AJ 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
AJ 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AJ 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
AJ 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

AK 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額

AL 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03128
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

AM　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年

AH 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03141
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03749
AH 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211
AH 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AH 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

AI 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額

AJ 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00207
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

AK　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 B において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度か